緊急事態宣言適用期間について本校が留意する事項

感染源を絶つ

・発熱等の風邪症状があり、普段と体調が少しでも異なる場合には、児童・教職員ともに自宅で休養することを徹底する。

3密(密集・密接・密閉)を避ける。

- ・7:55~昇降口前(外)に登校した児童は全員並ぶ。
 - 6日は、非接触温度計で、登校した児童全員の体温と体調を確認する。
 - 7~10日は、昇降口前で職員が健康観察カードを確認(体温、体調)
 - 一人ずつ教室に向かわせる。
- ・登校時や登校後に児童に風邪症状や普段と異なる症状がみられた場合には、安全 に帰宅させ、症状がなくなるまで自宅で休養するよう指導する。
- ・グループ学習、班での話し合い、ペアワークなどの活動は極力控える。
- ・休み時間も児童間での集まりを控える。
- ・窓を終日開け、しっかりと換気したうえで学習・活動する。

感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動は行わない

- ・全員で一斉に声を出す音読や群読
- ・近距離で活動する実験・観察・調理実習
- ・合唱、リコーダー・鍵盤ハーモニカ等の演奏
- ・組み合ったり接触したりする運動、密集する運動

その他

- ・教材・教具などを共有する場合、使用前後の手洗いを確実行う。また、| 日 | 回消毒を行う。
- ・教室・トイレ・特別教室の扉、ドアの取っ手・スイッチを | 日 | 回程度の消毒を行う。
- ・マスクの適切な着用を徹底する。(マスクでロや鼻をしっかりと覆う)
- ・マスクは不織布の物を推奨する。
- ・こまめな手洗いを励行する。
- ・水筒は一つにまとめず、個人の机に下げる。(ひもなしの場合はビニール袋を持参)